

公益財団法人ふるさと島根定住財団コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ふるさと島根定住財団倫理規程に基づき、公益財団法人ふるさと島根定住財団（以下「財団」という。）におけるコンプライアンスの推進について必要な事項を定め、もって、財団の社会的信頼性の確保と業務運営の公正性の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「コンプライアンス」とは、財団の役職員が財団の業務の遂行において法令等（財団の定款、諸規程を含む。以下同じ。）を遵守することをいう。

(役職員の責務)

第3条 役職員は、法令等の遵守を最優先に業務を遂行する。

2 役職員は、売買、請負、委託等の契約を行うときは、契約の相手方が法令及び契約を遵守し、不正が生じることのないよう監視、調査等の必要な措置をとらなくてはならない。

(反社会的勢力への対応)

第4条 役職員は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫くものとする。

(公益通報)

第5条 役職員は、職務上の行為に関し、法令等に違反し、又は違反するおそれがある事実を発見した場合には財団に対し、これを通報しなければならない。

2 財団は、前項の通報者を保護するための公益通報者保護規程を別に定める。

(違反の報告)

第6条 役職員は、法令等に違反する行為を発見した場合、又は売買、請負、委託等の契約の相手方の法令若しくは契約違反を発見した場合には、次条に定めるコンプライアンス委員会に報告しなければならない。この場合において、公益通報に該当するものについては、公益通報者保護規程に従うものとする。

(コンプライアンス委員会)

第7条 財団におけるコンプライアンスの推進について必要な事項を検討するため、財団内にコンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所管する。

- (1) コンプライアンス違反行為に対する調査及び再発防止策に関すること
- (2) コンプライアンス違反事案又はその恐れのある事案に関する役職員への情報提供に関すること
- (3) コンプライアンス違反事案の関係者の厳格な処分の検討、実施に関すること
- (4) コンプライアンス施策の検討、実施に関すること

(組織)

第9条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長

(3) 事務局長

(4) 外部有識者

(委員長等)

第10条 委員会の委員長は、理事長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、副理事長をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員長が必要と認めるときは、コンプライアンス違反事案の関係者その他の委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(弁明の機会)

第12条 委員長は、委員会の議事において、前項の規定による出席者に弁明等の機会を与えるものとする。

(委員会)

第13条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(理事会への報告)

第14条 委員長は、コンプライアンス違反行為に対する調査結果及び再発防止策の概要等を理事会において報告するとともに、公表しなければならない。この場合において、公益通報者保護規程の適用を受けるものについては、公益通報者の氏名又はその特定が可能となる事項を除くものとする。

(事務局)

第15条 委員会の事務局は、事務局長を責任者とし、その事務を総務課が行う。

(その他)

第16条 この規程の運用に必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、令和2年6月25日から施行する。